

各位

会 社 名 株式会社あいちフィナンシャルグループ 代表者名 代表取締役社長 伊藤 行記 (コード番号:7389 東証プライム・名証プレミア) 問合せ先 総務部長 赤尾 基輝 (TEL:052-262-6512)

(開示事項の変更)「株式報酬型ストックオプション」に関する内容の 一部変更のお知らせ

株式会社あいちフィナンシャルグループ(社長 伊藤 行記)では、2022年11月14日付「株式報酬型ストックオプションの発行に関するお知らせ」(以下、「原開示」といいます。)にてお知らせしたとおり、当社子会社である株式会社中京銀行(以下、「中京銀行」といいます。)の取締役および執行役員(以下、「対象役員等」といいます。)に対して株式報酬型ストックオプションを割当しておりますが、本日開催の取締役会において、原開示にてお知らせした株式報酬型ストックオプションの内容を一部変更する旨を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、当社株価と対象役員の報酬との連動性を強めることにより、株主の皆さまと株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めるため、2022 年 12 月 9 日、「株式会社あいちフィナンシャルグループ第 21 回新株予約権」(以下、「当新株予約権」といいます。)を発行し、中京銀行対象役員等に対して割当いたしました。

当新株予約権は、「中京銀行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)」に限り行使することができることとされておりますが、中京銀行と株式会社愛知銀行(以下、「愛知銀行」といいます。)との合併の効力発生を条件として2025年1月1日をもって株式会社あいち銀行(以下、「あいち銀行」といいます。)が発足するにあたり、当社、中京銀行、および愛知銀行(合併効力発生後のあいち銀行)の取締役ならびに執行役員のいずれの地位をも喪失した際に権利行使できるものとすることが、当新株予約権の意義に沿ったものとなることから、このたび、権利行使条件を変更することといたしました。

2. 行使条件を変更する新株予約権

「株式会社あいちフィナンシャルグループ第21回新株予約権」

3. 変更の内容

原開示の「3.新株予約権の発行要項(第21回新株予約権)」における以下の箇所を変更いたします。変更箇所は下線を付しております。なお、以下に記載している変更箇所を除き、原開示の記載内容に変更はありません。

変更前

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社子会社である株式会社中京銀行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

②省略

③省略

- (15) 新株予約権の行使請求および 払込みの方法
- ①新株予約権を行使する場合には、当社が 定める様式による「新株予約権行使請求 書」に必要事項を記入し、記名押印または 署名のうえ、これを下記(16)に定める新 株予約権の行使請求受付場所に提出する ものとする。
- ②上記①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記(17)に定める払込取扱場所の株式会社中
- (17) に定める払込取扱場所の株式会社中 京銀行の指定する口座に株式会社中京銀 行の指定する日時までに振り込むものと する。
- (16) 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社中京銀行総務部(またはその時々 における当該業務担当部署)

変更後

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、<u>当社、</u>当社子会社である株式会社中京銀行、および株式会社愛知銀行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

- ②省略
- ③省略
- (15) 新株予約権の行使請求および 払込みの方法
- ①新株予約権を行使する場合には、当社が 定める様式による「新株予約権行使請求 書」に必要事項を記入し、記名押印または 署名のうえ、これを下記(16)に定める新 株予約権の行使請求受付場所に提出する ものとする。
- ②上記①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記(17)に定める払込取扱場所の<u>当社</u>の指定
- (17) に定める払込取扱場所の<u>当社</u>の指定 する口座に<u>当社</u>の指定する日時までに振 り込むものとする。
- (16) 新株予約権の行使請求受付場所 <u>当社総務部</u>(またはその時々における当該 業務担当部署。)

4. 変更日

2024年12月16日

以 上